

あわら市監査委員告示 第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査を、あわら市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を下記のとおり公表する。

令和6年12月25日

あわら市監査委員 杉本 一
あわら市監査委員 北島 登

記

1 監査の種別

財政援助団体等監査（補助金）

2 監査の範囲

令和5年度における補助事業の出納その他の事務の執行状況

3 監査の対象

所管課	補助事業名	補助事業者	補助金の額
観光振興課	観光事業（観光協会事業）補助金	一般社団法人あわら市観光協会	14,885,152円

【参考】補助の目的（あわら市補助金等交付要綱別表）

- ・観光事業補助金

観光団体等の育成強化により、観光の振興発展と地域社会の繁栄を図る。

4 監査の期間

令和6年9月13日から令和6年11月8日まで

5 監査の方法

以下の着眼点のもと、所管課及び補助事業者から提出された関係資料等を審査するとともに、関係職員の説明を聴取した。

監査の着眼点	
所管課	・補助金等の交付手続き及び会計経理は適切に行われているか。 ・補助事業者への指導監督は適切に行われているか。

補助事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・補助事業は、目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか。 ・補助金に関わる会計経理は、適正に行われているか。 ・補助金の使途は適正か。 ・帳簿その他の証拠書類は適正に整理保管されているか。
-------	---

6 監査の結果

補助金に係る出納その他の事務は、次に記載のとおり改善や検討が必要な事項があったものの、概ね適正に執行されているものと認められる。

なお、監査の過程で確認した軽微な事項については、その都度、確認及び指示・助言を行い、措置を講じる旨の回答があったため記載を省略する。

《指摘事項》

事業の内容と指定管理委託における業務範囲の線引き

令和5年度観光事業補助金において、事業対象に湯のまち広場管理費として芦湯の配管清掃や広場の剪定業務を委託している。本来、これらの業務は「あわら温泉湯のまち広場指定管理契約」の範囲にあり、二重に業務を行っているものではないものの、補助事業の対象と「あわら温泉湯のまち広場指定管理契約」との線引きがあいまいになっていた。

なお、令和6年度は改善済みであることを確認した。引き続き、所管課と補助事業者の双方で、各種事業のすみ分けについて留意されたい。

支出額と領収書の相違

補助事業のメニューの1つである観光宣伝・誘客推進事業では、観光商談会や宣伝活動に要する旅費を支出している。このうち一部の駐車場代について、事後の精算処理がなされていなかったため、支出額と領収書の金額に相違があったことを確認した。

補助事業者は、資金前渡や概算払で支出した場合は必ず精算処理を行い、適切な支出処理を行うよう努められたい。

伝統行事等保存事業における助成金の使途

補助事業のメニューの1つである伝統行事等保存事業では、市内各団体に対して助成金を支出している。その一部において観光事業補助金の目的に沿わない支出が確認された。

補助事業者は、補助金を用いて各団体に対する助成金を支出するにあたり、助成金の使途が補助の目的に沿っているか確認されたい。また、所管課においても補助事業者への指導監督を適切におこなうようにされたい。

なお、本件については、補助事業者が交付された補助金を用いて各団体に助成金を支出する形式から、所管課の確認が不十分なものとなりやすい構造にあった。所管課においては、今後の再発防止に努められたい。

《意見・要望等》

街路樹・街灯の管理

補助事業の対象に温泉街の街路樹や街灯の管理が含まれていた。経済性・効率性を考慮すると一括して市で管理する方法もあると思われる。所管課は適切な管理方法について検討いただきたい。